

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
40	母子保健法による妊娠の届出に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、母子保健法による妊娠の届出に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書は、令和8年2月のシステム更改後の母子保健法に関する事務について記載している。

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法による妊娠の届出に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法(昭和40年8月法律第141号)第15条は、「妊娠した者は、厚生労働省令で定める事項につき、速やかに、市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。」と規定されており、具体的な届出項目については母子保健法施行規則第3条に規定されている。横浜市は、妊娠した者から必要な情報につき届出を受け、これを管理する。</p> <p>当該事務では、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月法律第27号。以下、「番号法」とする。)第22条による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。</p> <p>○妊娠の届出に関する情報の管理 当該事務を行うにあたって必要となる個人の基本情報及び届出項目について管理する。</p>
③システムの名称	母子保健システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、オンライン申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子健康手帳交付整理簿ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の70項番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条第4号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の80の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども青少年局こども福祉保健部地域子育て支援課
②所属長の役職名	地域子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	<p>横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882</p> <p>鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680</p> <p>神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021</p> <p>西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321</p> <p>中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121</p> <p>南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112</p> <p>港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321</p> <p>保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221</p> <p>旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023</p> <p>磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335</p> <p>金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721</p> <p>港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221</p> <p>緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220</p> <p>青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221</p> <p>都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222</p> <p>戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321</p> <p>栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335</p> <p>泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335</p> <p>瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635</p>
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	<p>こども青少年局こども福祉保健部地域子育て支援課 神奈川県横浜市中区本町6-50-10 TEL:045-671-2455</p>
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び重点項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		
<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[]</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	・システムの端末の画面は来庁者の目に触れないよう設置する。また、端末の画面に保護シートを付け、第三者が閲覧できないようにする。 ・入力内容については、ダブルチェックを徹底している。 ・端末から個人情報を持ち出す際には、専用のUSBメモリーを使用している。なお、USBメモリーにはPWを設定した上で使用している。		
9. 監査			
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発		
	<選択肢>		

当該対策は十分か【再掲】	[] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	横浜市役所 市民局市民情報室231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882	事後	
令和3年2月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問合せ 連絡先	横浜市こども青少年局こども福祉保健部こども 家庭課 神奈川県横浜市中区港町1-1 TEL:045-671-2452	こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課 神奈川県横浜市中区本町6-50-10 TEL:045-671-2455	事後	
令和3年2月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年11月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年2月1日	II しきい値判断項目 1 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年11月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	母子保健システム、情報共有基盤システム、統 合番号連携システム、中間サーバー、住民基 本台帳ネットワークシステム	母子保健システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー、オンライン申請管理システム	事前	
令和7年3月31日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	母子健康手帳交付整理簿ファイル、統合番号 連携ファイル	母子健康手帳交付整理簿ファイル	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一 49項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第40条第4号	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の70項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定め る命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第 40条第4号	事前	
令和7年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一 49項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第40条第4号	・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和 6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の80 の項	事前	
令和7年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	子ども青少年局子ども福祉保健部子ども家庭課 子ども家庭課長	子ども青少年局子ども福祉保健部地域子育て 支援課 地域子育て支援課長	事前	
令和7年3月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	子ども青少年局子ども福祉保健部子ども家庭課 神奈川県横浜市中区本町6-50-10 TEL:045-671-2455	子ども青少年局子ども福祉保健部地域子育て 支援課 神奈川県横浜市中区本町6-50-10 TEL:045- 671-2455	事前	
令和7年3月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和7年2月1日時点	事前	
令和7年3月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和7年2月1日時点	事前	
令和7年3月31日	II しいき値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事前	
令和7年3月31日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保 護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事前	
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	-	・システムの端末の画面は来庁者の目に触れ ないよう設置する。また、端末の画面に保護 シートを付け、第三者が閲覧できないようにす る。 ・入力内容については、ダブルチェックを徹底し ている。 ・端末から個人情報を持ち出す際には、専用の USBメモリーを使用している。なお、USBメモ リーにはPWを設定した上で使用している。	事前	